地方整備局長
北海道開発局長　あて
都道府県知事

奥書の式

上記のとおり供託物の還付があつたため、貴方の営業保証金に金何円の不足を生じたから、この通知書を受け取つた日から2週間以内に上記不足額を供託されたい。

年　月　日

地方整備局長
北海道開発局長　㊞
都道府県知事

殿

注1　還付有価証券及び供託有価証券の欄には、振替国債を除いたものについて記載すること。
注2　※の付してある欄には、数回の供託に係る供託物につき還付を受ける場合は、それらを連記すること。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、宅地建物取引業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前に改正法による改正前の法第二十七条第一項に規定する権利について、この省令による改正前の宅地建物取引業者営業保証金規則第一条及び供託規則第二十二条の規定により払渡請求がされた営業保証金の還付については、なお従前の例による。

地方整備局長
北海道開発局長　あて
都道府県知事

奥書の式

上記のとおり供託物の還付があつたため、貴方の営業保証金に金何円の不足を生じたから、この通知書を受け取つた日から2週間以内に上記不足額を供託されたい。

年　月　日

都道府県知事　㊞

殿

注1　還付有価証券及び供託有価証券の欄には、振替国債を除いたものについて記載すること。
注2　※の付してある欄には、数回の供託に係る供託物につき還付を受ける場合は、それらを連記すること。

規　則

○国家公安委員会規則第二号

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十二号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十四日　国家公安委員会委員長　松本　純

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則

（警備業の要件に関する規則の一部改正）

第一条　警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）
第二条　法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。	**第二条**　［同上］
［一～五十七　略］	［一～五十七　同上］
五十八　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第百七条第二号（第三十七条及び第六十三条の二に係る部分に限る。）、第五号、第七号若しくは第八号、第百九条第八号、第百十二条第二号（第三十八条第一項及び第二項並びに第六十三条の三第一項及び第二項に係る部分に限る。）又は第百十四条第一項及び第六十三条の六第一項に係る部分に限る。）若しくは第七号（第七十七条に係る部分に限る。）に規定する罪	五十八　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第百七条第二号（第三十七条に係る部分に限る。）、第五号若しくは第六号、第百九条第八号、第百十二条第二号（第三十八条第一項及び第二項に係る部分に限る。）又は第百十四条第一号（第四十一条第一項に係る部分に限る。）若しくは第七号（第七十七条に係る部分に限る。）に規定する罪

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。